

令和2年(2020年)4月30日

三恵城山こども園 保護者 様

三恵城山こども園

園長 島田さつき

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお知らせ (5月7日以降の当面の開園方針等のお知らせ)

保護者の皆様におかれましては、4月17日からの「特別保育」実施につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

緊急事態宣言に基づく措置は、姫路市の方針に準じて決定していく予定です。現時点では、5月6日(水)までとされているところですが、5月7日(木)以降の当面の方針等について、取り急ぎお知らせします。

記

1 特別保育の実施について

緊急事態宣言が延長又は解除のいずれに決定された場合も、5月9日(土)までは、特別保育を継続します。

なお、1号認定の子どもについての部分休園は、5月31日(日)まで継続します。

- ▶ 5月11日(月)以降の具体的な対応については、緊急事態宣言に関する国・県・市の方針を踏まえて、別途お知らせします。
- ▶ 特別保育が終了となった場合も、感染拡大の再発リスクを極力避ける必要から、家庭保育可能な場合、登園自粛のご協力をお願いすることがあります。

2 特別保育の利用申出書について

現時点では、緊急事態宣言に関する国・県・市の方針が不明であることから、特別保育の利用条件に該当される場合、5月7日(木)以降の期間の利用についても、いったん申出をいただくこととします。

該当される方で、現在家庭保育をいただいている方については、電話連絡若しくは、申出書のご提出をお願いします。

- ▶ 申出書は、特別保育に関する市のホームページからもダウンロードいただけますが、
⇒ 三恵城山こども園の **ホームページ** 又は **よい子ネット** でもダウンロードしていただけます。

3 その他

- 上記は現時点での内容です。今後、状況により変更となる可能性があります。
- 今後の園からの情報につきましては、お知らせの配布や掲示のほか、ホームページ、メール配信「よい子ネット」等でも随時お知らせします。
特に、急のご連絡については、メール配信のみとなることもありますので、ご登録がまだの方は、登録をお願いします。